

秘密保全法に反対する愛知の会
水谷 実 (名古屋第一法律事務所)

第1 はじめに

1 改憲の動き、秘密保全法制定の動きなどを見て感じること

立憲主義、民主主義の崩壊

国民に物を言わせない社会、国民監視

2 秘密保全法とは、

「国の安全」「外交」「公共の安全及び公の秩序」に関する情報について、国が「特別秘密」に指定すると

- ① 情報公開の対象外になり、
- ② 特別秘密を漏洩等した場合に懲役10年以下の懲役が科せられ
- ③ 特別秘密を扱う人を人的管理の対象とする。

3 生まれも育ちも秘密だらけ

- ・秘密保全法有識者会議
議事録メモの廃棄、資料の差し替え
- ・立法過程の方法の開示請求をしても、黒塗りの文書しかでてこない。
→ 一体どんな法律をつくろうとしているのか。

第2 今、なぜ秘密保全法がつくられようとしているのか。

1 ひとつは集団的自衛権を行使するために不可欠

憲法9条改憲における秘密保全法の位置づけ

(1) 自民党案はどうなっているか

ア 侵略戦争に対する反省を投げ捨てる

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意」
(前文1段)

⇔ 草案前文2段(40頁)

イ 平和的生存権の否定

「日本国民は、恒久の平和を念願し・・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」(前文2段)

⇔ 削除

ウ 「戦争の放棄」の放棄

- ・日本国憲法第2章「戦争放棄」⇔「安全保障」
ここでいう「安全」とは・・・草案9条の2 I III(43頁)
- ・全世界の国民の平和的生存権を実現するとの目的を根本から覆す。

エ 国防軍の創設

- ・集団的自衛権の行使を容認(草案9条の2 I)

- ・ 治安出動や国民監視も任務（同Ⅲ）
 - オ 秘密保護法制の制定（同Ⅳ）
 - 秘密保全法の制定の動き
 - (2) 国家安全保障基本法を「議員立法で」成立させる
 - 内閣法制局を回避。
 - 集団的自衛権行使を可能に→10条
 - 交戦権行使も可能に→8条。日本国憲法9条そのものを死文化
 - 明文改憲回避
 - ここでも秘密保護法制が謳われる。3条3項
 - (3) 日米間のやりとり
 - ・ 2005年10月29日安全保障協議委員会
 - 「部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。」
 - ・ 2007年8月
 - 日米間において、「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結
 - ・ 2010年12月17日平成23年度以降に係る防衛計画の大綱
 - 日米間において「情報協力、計画検討作業の深化、周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術協力といった従来の分野における協力や、拡大抑止の信頼性向上、情報保全のための協議を推進する。」
- 秘密保全法は、アメリカと集団的自衛権を行使するために不可欠のものとして位置づけている。

(4) 今後のプラン

国家安全保障基本法の制定→96条改憲→明文改憲して国防軍

○ 国防軍を創設した場合どうなるのか

他国の侵略というのは、国防軍の一側面に過ぎない。

国内で行われるのは、治安維持目的での国民監視、言論統制

→ 秘密保全法は、これにも利用される危険がある。

さらにはマイナンバー法も・・・

2 それ以外の問題にも広く適用される。

例えば原発問題、TPPなど

第3 秘密保全法の中身について

1 特別秘密の対象

① 国の安全

軍事や防衛が含まれる。自衛隊がどんな武器や戦闘機、船舶をもち、どこで誰と、どんな演習をしているかを、防衛大臣が「防衛秘密」にしてしまえば全て秘密。

②外交

政治・経済、貿易、金融、海外にいる国民の安全確保、地球温暖化防止等、外国との交渉が必要となる様々な問題。

③公共の安全及び秩序の維持

☆ ③が特別秘密とされることの重大性

国家機密法では対象とされていないものまで対象が拡大される。

→国民の不安をまおり、公共の秩序を害することを理由に「特別秘密」とさえる危険。私たちの生活に大きな影響を与える情報ほど隠される危険

2 特別秘密には誰が指定するのか

当該情報を保有する行政機関自身。

恣意的に運用していないかをチェックする機関もない。

秘密の作成・取得の主体

①国の行政機関、②独立行政法人、③地方公共団体、

④民間事業・大学—対象としない。しかし、国から事業委託を受ける場合には、対象となる。

3 人的管理

(1) 適正評価制度

秘密漏えいのリスクのある者を秘密の取り扱い者から排除する制度

(2) 評価対象者

特別秘密を取り扱うことを業とする行政機関の職員、民間事業等の職員。

- ・例外：内閣総理大臣及び国務大臣—国会議員は含まれることになる。
- ・国からの事業委託者だけでなく、下請けも対象にすべきであるとされている。

(3) 実施権者

①国の行政機関：行政機関の長

②独立行政法人：主務大臣

③地方公共団体警視総監：道府県警本部長

④民間事業者等：事業を委託した行政機関の実施権者

(4) 評価の観点

(5) 調査事項

人定事項（氏名、生年月日、住所歴、国籍、本籍、親族等）、学歴・職歴、我が国の利益を害する活動（暴力的な政府転覆活動、外国情報機関による情報収集活動、テロリズムなど）への関与、外国への渡航歴、犯罪歴、懲戒処分歴、信用状態、薬物・アルコールの影響、精神の問題に係る通院歴、秘密情報の取り扱いに係る非違歴

(6) 配偶者・対象者の身近にあって対象者の行動に影響を与え得る者も調査対象としうる。

4 罰則 — 最長10年以下の懲役

- ・ 特別秘密の漏えい（過失も含む）
- ・ 特別秘密の漏えいの共謀
特別秘密を漏らすことを協議する行為
- ・ 独立教唆行為
秘密を漏らす気にさせること
- ・ 煽動行為
その名の通り煽動することだが、どのような行為があたるのか？
- ・ 特定取得行為
犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とするもの

第4 秘密保全法ができるとうなるのか。

- 1 もし、東日本大震災のときに既に秘密保全法ができていたら・・・
 - ・ 原発情報秘匿の正当化
 - ・ 情報保有者の適格性審査
 - ・ 情報を取得しようとする者、漏らした者には罰則を果たして脱原発の動きはおこったのだろうか。
- 2 歴史から学ぶ
北大生の事件など

第5 秘密保全法制定の必要性はあるのか

- ☆ 尖閣諸島中国旅船衝突映像流出事件があるように情報保護の必要性があるのでは？
 - ・ 立法の必要性に掲げられている尖閣諸島の事件
 - ・ しかし、この映像はそもそも秘密でも何でもなかった。
→海保の職員なら誰でも見られる状態だった。海保サーバの共有フォルダに10月中旬まで置かれ、全国の海保職員が庁内ネットワークから閲覧できた。

第6 私たちがめざすべき社会

- ・ 本来あるべき国家と国民の関係
憲法前文第1項「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来」

民主主義における情報の重要性
情報公開制度の拡大こそめざすべき

以 上